

# NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ少年団助成金等交付要領

## (趣旨)

第1条 NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）が、登録スポーツ少年団に交付する助成金等の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

## (補助の目的)

第2条 本部は、スポーツ少年団の活動普及と振興、競技力の向上及び青少年の体力・健康増進を図るため、本部登録の単位スポーツ少年団（以下「単位少年団」という。）に対し、予算の範囲内で活動の一部について助成を行うものとする。

- 2 助成の額は、予算の範囲内で本部において決定する。
- 3 助成の対象事業と対象経費は、別紙1の通りとする。

## (申請手続)

第3条 助成等を受けようとするときは、スポーツ少年団助成金等交付申請書（様式第1号）を本部が定める期限までに本部長に提出しなければならない。

## (完了報告)

第4条 事業が完了したときは、スポーツ少年団助成金等事業完了報告書（様式第2号）を事業完了後、速やかに本部長に提出しなければならない。

- 2 本部長は、提出された完了報告書を確認したうえで、誤り等がないと判断できれば助成金等を交付する。
- 3 助成金等の交付の時期は、前2項を原則とするが、特に必要と認める場合には、第3条の申請書提出後に交付することができる。
- 4 事業完了後に不正等が発覚した場合には、交付を取り消すものとし、全額返済を求めるものとする。

## (証拠書類の整備)

第5条 助成金等に係る経費等は、収支状況を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

- 2 証拠書類は、最低5年間保管しなければならない。

## 附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日一部改正。

別表1

項目	助成額	備考
県大会等参加負担金	予算の範囲内(参加料の全部または2分の1以内)	熊本県スポーツ協会スポーツ少年団等が主催するスポーツ大会等の参加料の一部を助成するもの
イベント参加負担金	予算の範囲内(参加者一人当たり200円以内)	市スポーツ少年団本部が参加要請したイベント等に参加した場合の経費の一部を負担するもの
その他	予算の範囲内(本部長が決定する額)	市スポーツ少年団本部が適当と認めた場合の経費についての一部を負担するもの